

新型コロナウイルス関連

(UAE から日本に入国後の指定施設での待機期間が「3 日間」に短縮：9 月 20 日～)

令和3年9月17日
在ドバイ日本国総領事館

【ポイント】

- UAE を出発し、日本時間の 9 月 20 日午前 0 時以降 に日本に入国する渡航者は、これまで「6 日間」であった指定施設における待機期間が「3 日間」に短縮されます。
- 出発前 72 時間以内の「出国前検査証明」の取得及び携行、質問票や誓約書の提出、14 日間の自主隔離、公共交通機関の不利用などのその他検疫措置に変更はありません。

【本文】

- 1 UAE を出発し、日本時間の 9 月 20 日午前 0 時以降に日本に入国する渡航者は、検疫所長が指定する施設における待機期間が「3 日間」に変更されます。
ただし、9 月 19 日中に日本に入国する場合は、待機期間は従来どおり「6 日間」ですのでご注意ください。
- 2 出発前 72 時間以内の「出国前検査証明」の取得及び携行、「質問票」QR コードの事前取得、「誓約書」の提出、指定アプリのダウンロード、14 日間の自主隔離（検疫所指定施設の 3 日間を合算します。）、公共交通機関の不利用等、従来の検疫措置は変更なく引き続き要請されます。
- 3 措置の詳細については、以下のリンクを参照ください。
UAE から日本に入国する際の検疫措置（9 月 17 日更新）：<https://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/files/100235317.pdf>

【本件に関する参照先】

○当館ホームページ

(UAE から日本に入国する際の検疫措置 (9 月 17 日更新))
<https://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/files/100235317.pdf>

(ドバイの検査施設情報一覧)
https://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00010.html

○外務省ホームページ

(9 月 17 日付：水際対策上特に対応すべき変異株等に対する新たな指定国・地域について)
https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pwideareaspecificinfo_20210125.html

○日本の検疫措置に関する参照先

ア 厚生労働省新型コロナウイルス感染症 電話相談窓口

海外から：+81-3-3595-2176（月曜～金曜、日本時間 09:00-21:00）

日本国内から：0120-565-653（月曜～金曜、日本時間 09:00-21:00）

イ 海外から日本に入国する全ての方が対象となる措置の全体説明

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

ウ「質問票」(出発前にQRコードを取得してください)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00251.html

エ「誓約書」の提出(1人1枚必要です)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00249.html

オ スマートフォンの携行、必要なアプリの登録

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00250.html

在ドバイ日本国総領事館

電話 : +971-(0)4-293-8888 (日~木曜 08:00-16:00、ラマダン中は 08:00-14:00)

所在地 : 28th Floor, Dubai World Trade Centre, UAE

メール : ryouji@du.mofa.go.jp

ホームページ : http://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※本メールは、在留届提出者及びたびレジに登録されている方に送付しています。

※在留届の「変更届」及び「帰国届」をご提出される方はこちら。

http://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itpr_ja/visa_orr.html
